

岩国市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

平成 27 年 1 月 27 日

岩国市教育委員会

## 岩国市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市中央図書館及び分館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）の整備の充実及び市民の図書館利用サービスの向上を図るため、雑誌を活用した岩国市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第 2 条 雑誌スポンサー制度の内容は、図書館の雑誌にスポンサーの名称及びロゴマーク（以下「スポンサー名等」という。）の表示を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入代金相当額を負担し、教育委員会が当該雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に雑誌スポンサーの名称等を表示（以下「スポンサー名等の表示」という。）し、図書館利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第 3 条 雑誌スポンサーの対象は、個人、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育委員会が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーが岩国市広告掲載基準（平成 25 年 10 月 7 日制定。以下「基準」という。）第 4 条に規定する規制業種又は事業者に該当する場合は、対象としない。

(対象とする雑誌)

第 4 条 スポンサー名等の表示をすることができる雑誌は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会が作成した雑誌リストに掲載された雑誌

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認めた雑誌

2 スポンサー名等の表示をする雑誌が休刊又は廃刊したときは、教育委員会は、当該雑誌の雑誌スポンサーと協議の上、別の雑誌に振り替える等必要な措置を講ずるものとする。

(雑誌スポンサーの申込み等)

第 5 条 教育委員会は、雑誌スポンサーの申込みを随時受け付ける。

2 雑誌スポンサーの申込みを使用する書類は、岩国市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）とする。

3 教育委員会は、申込者から申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、スポンサー名等の表示の可否を決定し、岩国市雑誌スポンサー決定（不承認）通知書（様式第 2 号）により、当該申込者に通知するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順により決定するものとする。

4 教育委員会は、雑誌スポンサーを決定したときは、その者と別に定める覚書を交換するものとする。

(スポンサー名等の表示期間)

第 6 条 スポンサー名等の表示期間は、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年

間とする。ただし、年度の途中からスポンサー名等の表示をする場合は、当該年度末までとする。

2 スポンサー名等の表示を中止する場合に使用する書類は、スポンサー名等の表示の中止届（様式第3号。以下「中止届」という。）とする。

3 教育委員会は、雑誌スポンサーにスポンサー名等の表示を中止する2か月前までに前項の中止届を提出するよう指導するものとする。

（雑誌スポンサー名等の表示方法）

第7条 スポンサー名等の表示方法は、次のとおりとする。

(1) 雑誌 雑誌の最新号カバー表面の中央より下部に縦4センチメートル、横13センチメートル以内のステッカーを貼り付ける。

(2) 雑誌架 雑誌架の雑誌の配架位置の中央より下部に雑誌スポンサーの名称及びロゴマークのみのステッカーを貼り付ける。ステッカーの大きさ及び位置は、雑誌及び雑誌架の大きさ等により調整するものとする。

(3) その他 岩国市図書館ホームページ及び図書館雑誌コーナーに教育委員会が作成した雑誌スポンサーの一覧表を掲載する。

（雑誌の配架位置）

第8条 雑誌の配架位置は、教育委員会が決定する。

（スポンサーの取消し）

第9条 教育委員会は、雑誌スポンサーがスポンサー名等の表示期間中に基準第4条に該当するに至った場合又は不相当と判断したときは雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。